

平成21年度第2回東京都税制調査会
議事録

日時 平成21年11月10日(火)
場所 都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

平成21年度第2回東京都税制調査会

平成21年11月10日(火) 16:00～17:56

都庁第一本庁舎 南側33階S6会議室

【会長】 本日は忙しいところをご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから平成21年度第2回東京都税制調査会を開催させていただきます。

本年度は、第4期の都税調の初年度でございますので、4月の発足の際に知事から諮問をいただいております。お手許にも諮問文を配付してございますが、「分権」と「環境」という二つの視点から、国と地方を通じた税制のあり方について検討することとされております。

今年から3年間はこのテーマで審議をして、平成23年度には最終答申を出す予定ですが、今年度については、4月以降の検討の結果を「中間報告」として取りまとめたいと考えております。本日はお手許の「中間報告(案)」についてご審議をいただきます。皆様の意見を踏まえて案文の修正を行った上で、来週でございますが、次回の調査会でご承認いただければと存じます。

それでは審議に入ります前に、事務局から一言ご挨拶をお願いいたします。

【主税局長】 主税局長の熊野でございます。本日はお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より本調査会の運営にご高配を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

ご案内のとおり、都税をめぐる環境は大変厳しくなっております。企業収益の大幅な悪化に加えまして、法人事業税の一部国税化の影響もございまして、今年度予算では昨年度比で7,500億円の減収を見込んでおりましたところ、予想以上の景気の落ち込みによりまして、さらに5,000億円の減収が見込まれる状況でございます。

一方、都政には、雇用・就業支援、災害対策、医療や福祉の充実など、緊急課題に加えまして、地球温暖化、少子化対策など、東京の将来を見据えた課題にも的確に対応していく責務がございます。

本日、議題に供されております「平成21年度東京都税制調査会中間報告(案)」は、こうした都の現況や課題、さらには日本全体が置かれた状況も踏まえながら、会長を初め、小委員会の委員の皆様にご活発なご議論をいただき、取りまとめいただいたものでございます。心から御礼を申し上げます。

ご出席いただいている委員の皆様におかれましては、今年度の中間報告の取りまとめに向けまして、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

【会長】 局長、どうもありがとうございます。

さて、4月の第1回総会でも委員の紹介をさせていただきましたが、前回は欠席された方もいらっしゃいますし、4月以降、委員の異動もありましたので、改めて紹介をさせていただきたいと存じます。

それでは事務局からお願いいたします。

【税制調査担当部長】 それでは、お手許に配付いたしました「東京都税制調査会委員名簿」に従いまして、本日ご出席の委員のご紹介をさせていただきます。

東京都議会議員の酒井特別委員でございます。

同じく、原田特別委員でございます。

同じく、小山特別委員でございます。

同じく、高木特別委員でございます。

同じく、野島特別委員でございます。

同じく、東村特別委員でございます。
立教大学教授の池上委員でございます。池上委員には、小委員会の小委員長をお願いしてございます。
上智大学法科大学院長の小幡委員でございます。
東京大学大学院教授の金井委員でございます。
新菱冷熱工業株式会社顧問の金子清委員でございます。
前東京税理士会会長の金子秀夫委員でございます。
立教大学准教授の関口委員でございます。
青山学院大学准教授の西川委員でございます。
日本大学教授の沼尾委員でございます。
一橋大学大学院准教授の林委員でございます。
京都大学大学院准教授の諸富委員でございます。
特別区長会会長の多田委員でございます。
東京都町村会会長の坂本委員でございます。
東京都副知事の猪瀬委員でございます。
最後に当調査会の会長を勤めていただいている中央大学教授の横山委員でございます。
本日ご出席の委員のご紹介は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、副会長の選任をお願いします。

当調査会の設置要綱におきまして、調査会には副会長を置くこと、副会長は委員の互選により選任することとされております。どなたか副会長をご推薦いただければありがたいのですが。

では、委員、よろしくお願いいたします。

【委員】 従前、副会長は1名でございましたけれども、この調査会は、一層の体制強化をする必要がある。こういうふうに思ひまして、副会長さんは2名がよろしいのではないかとこのように思ひます。

大変僭越ですけど、特別委員の先生と、それから小委員長の先生をご推薦申し上げたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしくどうぞご審議ください。

【会長】 今、委員より、2名の副会長ということ、そして特別委員と、それから委員を副会長にというご推薦がございました。ご推薦のとおり選任するということによろしゅうございましょうか。

(異議なし)

【会長】 ありがとうございます。それでは、特別委員、委員、副会長席にお移りいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは副会長も選任されましたので、これから議事に入りたいと思ひます。まず、事務局から「中間報告(案)」の説明をお願いします。

【税制調査担当部長】 それでは、「中間報告(案)」について、私から説明させていただきます。恐縮ですが、着席して、説明させていただきたいと存じます。

先ほど、会長からお話がありましてとおり、東京都税制調査会は、委員の任期に併せ、3年を一区切りとして検討いただいております。本年度は、その第1年度に当たります。知事からは、「分権と環境の視点に立って、国・地方を通じた税制とこれに関連する諸制度のあり方を審議する」よう諮問されており、本編は、これまでの検討を集約した「中間報告」でございます。

恐れ入りますが、お手許の「資料1 平成21年度東京都税制調査会中間報告(案)の概要」をご覧ください。

ただきたいと存じます。

本編は、4部の構成になっておりまして、「第 部 税制改革の視点」、「第 部 税制改革の方向性」、「第 部 地方財政調整制度」、「第 部 環境税制改革」でございます。

初めに、「第 部 税制改革の視点」でございます。ここでは、税制改革を進める際の基本的視点として、「1 分権の推進」「2 公共サービスに必要な財源の確保」「3 時代に対応した『公平』の実現」の3点を挙げております。

「1 分権の推進」では、住民ニーズにこたえる効果的な公共サービスを提供するとともに、行政の無駄遣いを排除し、ガバナンスを回復するためには、地方自治体の自主的・自立的な財政運営を確立することが不可欠であり、地方税の充実を図るべきとしております。

「2 公共サービスに必要な財源の確保」では、国・地方の厳しい財政状況や、少子・高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加等を考えると、そのの にありますように、公共サービスに必要な財源を中長期的に確保するため、行政の無駄の見直しとともに、景気に配慮しつつ、国民の負担増への理解を求める必要があるとしております。

また、「3 時代に対応した『公平』の実現」では、「(1)少子・高齢社会に対応した税制」、「(2)所得格差の拡大に対応した税制」、「(3)社会経済の活力を高める税制」、「(4)環境を重視した税制」を実現していくことが必要であるとしております。

次に、「第 部 税制改革の方向性」でございます。ここでは地方税制の改革の方向性について、関連する消費税、法人税及び所得税など国税の問題も含めて示しております。

「1 基本的考え方」では、自主財源である地方税の充実が重要であり、そのためには、税収規模の大きい基幹税を国と地方で分かちあうことが適当であるとしております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、2ページをご覧くださいと存じます。

「2 地方消費税・消費税」でございます。「(1)基本的考え方」では、地方消費税は、偏在が小さく、世代間の負担の公平を確保できる税であり、安定的な自主財源として、その充実が不可欠であるとしております。

「(2)税率のあり方」では、行政の無駄を徹底的に見直すとともに、景気好転を前提とし、税率引上げについて、時期や引上げ幅を早急に検討し、国民の理解を得るべきとしております。

「(3)」では、低所得者への配慮として、軽減税率、給付付き税額控除、歳出面の施策など、幅広く検討すべきとしております。

「(4)」では、清算基準については、人口基準のウエイトを引き上げるべきなどの意見がございますが、清算基準は、あくまでも税収を最終消費地に帰属させるための指標であり、こうした点を踏まえて十分議論すべきであるとしております。

また、「(5)地方消費税の賦課徴収」では、地方消費税の賦課徴収を国が消費税とあわせて行うという現行の徴収方法は、納税者の負担の軽減や効率性等から合理的であるとしております。

「3 法人二税・法人税」でございます。「(1)基本的考え方」では、法人は、企業活動を行うに当たって、地方自治体から多大な行政サービスを受けており、法人二税は地方の基幹税として重要な役割を担っているとしております。

「(2)法人の実効税率のあり方」では、法人所得課税と社会保険料を合わせた法人の公的負担は高くないこと、公的負担は国際競争力の決定的な要素ではないこと等を踏まえ、実効税率引下げは慎重に検討すべきとしております。

「(3)法人二税を巡る議論」では、まず、法人二税の税収の偏在を問題とする意見があることについ

て、税収だけではなく、都市の膨大な財政需要を考慮する必要があるとしております。

また、税収の不安定性の問題については、中小企業の負担に配慮しつつ、法人事業税の付加価値割の拡大により、税収を安定化することが適当であるとしております。

その上で、「(4) 今後のあり方」では、国際競争力を高めるためには、むしろ公共サービスを充実し、魅力豊かな都市づくりが必要であり、法人に引続き応分の負担を求めるべきとしております。

3ページをご覧いただきたいと存じます。「4 個人住民税・所得税」でございます。「(1) 基本的考え方」では、個人住民税は、地域社会の費用を住民が負担する税として、重要な役割を果たすものであるとしております。

「(2) 所得再分配機能の回復」では、社会経済の活力を損なわないよう配慮しつつ、所得再分配機能を回復することが課題であるとしております。このため、二つ目の ですが、給与所得控除の上限設定、金融資産所得課税のあり方等が検討課題であるとするとともに、所得税への給付付き税額控除の導入も検討すべきであり、その際、人口減少社会に突入した我が国においては、少子化対策に主眼を置いた仕組みとすることも考慮すべきとしております。

「5 揮発油税・軽油引取税等」でございます。一般財源化された揮発油税等の暫定税率のあり方が問題になっておりますが、環境への影響や厳しい財政状況等を勘案し、現行の税負担水準を維持すべきであるとしております。

「第 部 地方財政調整制度」でございます。「1 地方財政調整の意義」では、地方財政調整制度は、財政力の弱い地方自治体に必要な財源を配分し、すべての国民にナショナルミニマムを保障するとの意義があり、国民としての一体感を保ち、地域社会の安定を図る上で、必要不可欠であるとしております。

「2 法人事業税の一部国税化」については、地方自治体の自主財源である法人事業税を財政調整の手段として用いたものであり、分権に逆行するとし、税制の抜本的改革を早急に実現すべきとしております。また、改革の早期実施が難しい場合には、法人事業税を復元すべきとしております。

「3 財源調整論」では、既存の地方税の譲与税化等の議論がございますが、分権の流れや東京の財政需要に留意する必要があるとし、税収格差問題の本質的な解決のためには、税収のパイを拡大し、必要な財源を確保すべきとしております。

「4 地方財政調整のあり方」では、地方交付税について、ナショナルミニマムの行政サービスを確実に提供できるよう、必要な財源を保障するとともに、政策誘導的な面を極力排除するなど、適切に機能を発揮させるべきとしております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、4ページをご覧いただきたいと存じます。「第 部 環境税制改革」でございます。「1 税制のグリーン化と温暖化対策税」では、税制のグリーン化は、環境負荷に相応の負担を求めることにより、環境の価値を正当に評価し、適切な利用を図る社会経済システムの構築を目指すものであり、その柱として、温暖化対策税の導入を図るべきとしております。

「2 温暖化対策税」でございます。「(1) 基本的考え方」では、温暖化対策税は「CO₂排出抑制」及び「環境負荷に応じた負担の公平」を目指すものであり、EU諸国の例も参考に、既存のエネルギー関係税のあり方と併せ、実情に即した検討が必要であるとしております。

また、温暖化対策における地方自治体の役割は大きく、可能な限り地方税とすべきとするとともに、この場合、都道府県税とし、区市町村に対しては、税交付金等を交付することが考えられるとしております。

「(2)」では、温暖化対策税の制度設計について、課税対象はすべての化石燃料とすべきであり、既存のエネルギー関係税と合わせた負担が、油種間で炭素含有量に比例することが理想ですが、現実的な対応を検討することが適当であるとしております。導入の形態としては、油種ごとに炭素比例税率を

上乘せる手法を基本とし、軽油引取税の徴税機構を活用するなどにより、可能な限り地方税にすべきとしております。また、インセンティブ効果から、できる限り消費に近いところで課税すべきであるとしております。税負担水準については、我が国のエネルギー関係税の負担は低く、温暖化対策税と既存の税を合わせた負担水準が現行を上回るようにすべきであり、温暖化対策税の導入に際し、経済全体として負担を中立にするレベニュー・ニュートラルについても、財政状況等を踏まえて検討すべきであるとしております。さらに、低所得者をはじめ家計への十分な配慮が必要であり、使途は温暖化対策に充てることが適当であるとしております。

「(3) 都の独自税制」では、温暖化対策税は、基本的には全国ベースの地方税での導入が適当であるとする一方、国の改革を進めるため、都独自にできることの検討にも意義があるとしております。

「3 自動車税のE C O (エコ)化」でございます。政策減税から一歩進め、自動車税の課税標準にCO₂排出量基準を併用するなど、一層のグリーン化を図っていくことが適当としております。

恐れ入りますが、資料2の「中間報告(案)」の本文の最後のページをご覧くださいと思います。本文をまとめるに際して、取り上げることができなかった意見のうち、主なものについて「その他の主な意見」として整理しております。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。ただいま説明のあった「中間報告(案)」は、お手許の「東京都税制調査会小委員会の開催経過」という資料にありますとおり、4月以降、小委員長のもとで7回の小委員会で検討した内容をもとに作成されたものでございます。

それでは、審議に入りたいと思いますが、小委員長である副会長から補足があればお願いいたします。

【副会長】 でございます。第1回目のこの調査会の後に、会長から小委員長を仰せつかりまして、それで小委員会を7回にわたって開催させていただきました。実は前期からこの調査会の委員も大幅にメンバーの入れかえがございまして、今回につきましては小委員、それから、この委員名簿には載っていないですけれども、専門委員の方も外部からお呼びいたしまして、あわせて財政学、公共経済学、行政法、行政学、租税法、環境経済学といった、さまざまな分野から一線の研究者の方々に入ってください、さらに税務、あるいは地方行政の実務専門家、経験者が集う形で、熱心に議論を重ねてきたわけでございます。

特に環境税制改革については、先ほどもお話がございましたけれども、小委員会の中にさらに分科会を設置いたしましたので、こちらにいらっしゃいます委員を座長として、熱心に検討していただきまして、その成果が、この中間報告の4番目にまとめられております。この結果として、この中間報告は、地方分権、それから地方財政運営の安定、そして環境の視点というものを含めてまとめられたということでございます。

もう一つ申し上げておきたいことは、東京都の税制調査会の議論におきましては、もちろん東京都でございますが、東京都としての利益を考えるわけでございますけれども、さらに東京がおかれている全国的な位置の重さを考えまして、全国的な、いわゆる地方税財政制度の改革という観点からも審議をしているわけでございまして、そういった税体系の問題、あるいはそれにかかわる地方財政調整制度の問題ということを含めて議論をして、この「中間報告(案)」に盛り込んでございます。

それから、環境税制についてもう一言だけ申し上げますと、特に燃料課税の改革は現在国政でも焦点になっているわけでございますけれども、燃料課税の改革と、それから自動車関係税の改革について、今後の制度改革を主導していくような方向性をこの内容として盛り込んでおります。今後、もちろん国の動向も見つつですけれども、その具体化を図ることが望ましいというふうに我々は考えております。

以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。それでは、これから審議に入りたいと思います。事務局の説明にありましたとおり、この「中間報告(案)」は4部構成となっています。第1部が「税制改革の視点」、第2部は「税制改革の方向性」、第3部は「地方財政調整制度」、4部は「環境税制改革」という構成になっておりますが、相互に関連がございますので、一括してご審議していただきたいと思っております。

どこからでも構いませんので、ご質問、ご意見のある方はご発言をいただきたいと思っております。

それでは、委員、よろしく申し上げます。

【委員】 41ページの都の独自税制というところですが、「温暖化対策税も、基本的には、全国ベースの地方税で導入することが適当である。」この文章はわかるんですが、私が知りたいのは、どのくらいの税収を考えて、こういうことをおっしゃっているのか。

例えば暫定税率で、たしか国が1.7兆円で、地方が8,000億円ぐらいなくなるわけですが、それをある程度念頭に置いて、こういうことを書いているのかどうか。その試算が欲しいんですけど。実際に、東京都の税収にどういうふう跳ね返ってくるのかとか含めて、要するにどのくらいの規模感というか、どういう試算に基づいているのかということをお聞きしたいんですけど。

【会長】 これは委員からお答えいただいた方がよろしいですか。

【副会長】 私がまず認識を申し上げて、それについて、委員もしくは事務局から補足をいただければと思います。

この中間報告につきましては、いわゆる暫定税率の廃止ということについても、これが政権交代になって、現実の問題となってきたことは、もちろん承知しておりますけれども、この調査会、あるいは小委員会における議論の前提といたしましては、現行の負担水準は、全体として燃料課税の負担水準を引き下げるべきだという立場はとっておりません。むしろ現行の負担水準を全体としては維持すべであるということをお前提として議論しております。

ということをお考えますと、当然それは暫定税率の部分を新たな環境税制で置きかえるということですから、税収はそれに応じたものになるということで議論はしてきたつもりでございます。

【会長】 それでは、委員からございますか。

【委員】 今、副知事のおっしゃったことというのは、明示的にはまだ議論しておりません。基本的に、導入するとすれば全国ベースで仕組むということで、どういう制度設計が必要かということは議論してまいりましたけれども、例えば、暫定税率が廃止されることを受けて、地方の税収がどれぐらいあって、減が見込まれるので、それを相殺するように入れるべきかとか、そういった議論を試みる必要があるのですが、来年度というか、これで環境税制は終わりではなくて、来年、定量的な評価を含めてやるというふうにお考えしておりますので、今回は、純粹に制度的な検討のみですので、そういう意味で、副知事の答えに対しては、ちょっと答えることはまだできないのですけれども、来年度の検討としてはあり得るということです。

【会長】 いかがでしょうか。

【副会長】 今、副知事からもあった暫定税率に関する事なんですけれども、今、28ページのところを読んでおきますと、概略版でも同じなわけですが、「揮発油税等については、現行負担水準を維持することが適当である。」という言葉で締めくくられているわけですが、もともと暫定税率自体については道路整備を行っていくということで、暫定税率といったものが一応されてきたと。その後段で、今度、環境配慮という項目で再構築をするという、この理念自体はいいと思うわけですが、ただ、もともと税率を設定するに当たって、目的が違うと思うんですね。もともとは道路整備のことで

って、ここで環境の観点からということで再構築をしていくことに当たっては、短絡的に現行水準、負担水準を維持するという言葉で締めくくっていいのかなという思いはするんですけども、その辺の議論について、もし議論されたのであれば、詳しく教えていただきたいと思います。

【委員】 副会長のおっしゃったとおりなんですけれども、ここの意味、まず再構築の意味なんですけど、今の政府の基本方針としては、暫定税率廃止は、かなりかっちりとした方針として持っているということで、その暫定税率が廃止されるということが前提とすれば、それに対して、例えば税収中立、つまり失われる税収をちょうど環境税と置きかえていくということが、一つは考えられると思うんですね。それを地方環境税という形でやるのか、国税でやるのかという議論はあると思いますが、そうなった場合にどういう姿になるかということ、すべからく炭素排出をやる経済行為にすべてにかけていくことになりますから、恐らくこれまで揮発油とか軽油、そういうところにかかっていた税は負担が下がって、かけられるとしても下がって、それ以外のかかっていた油種とか、そういうのにかかっていきますので、そこは増税にむしろなるという形で、そうしますと、それは、一つはいいことかもしれないのですが、揮発油の負担が下がるということは、車からのCO₂排出抑制には、むしろ逆効果ではないかという議論になりまして、環境税をうたっているながら、要するに運輸、自動車からの排出がふえるような形での税制改革はどうかという議論がありまして、そこで、少なくとも現行の水準を下げないようにということの議論をしますと、日本の石油関連の税負担水準、自動車の保有段階の税金は、日本の場合は、それほどでもないんですが、走行段階にかかる税が国際比較をしてみますと低くなってしまっていて、そういう意味でも暫定税率の廃止はさらに国際水準に比べると、もっと低いところになってしまうということから、国際間比較からいっても、現行の暫定税率が課せられたもとへの負担水準ぐらいは、環境政策上の観点からも維持すべきではないか。そういった議論が背景にあったということでございます。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 ありますけど、いいです。

【会長】 それでは、よろしく申し上げます。

【委員】 先ほどの続きで、全国ベースの地方税を導入するということは、要するに今は暫定税率が国でとっている1.7兆円、地方でとっている8,000億円が減るんだから、地方税ベースで、要するに国の暫定分を含んで地方税ベースで環境税にしたいという意味なんですか。つまり、ガソリンの部分は国でとっているわけですよね。だから、国でとっている部分を地方税に置きかえるという意味ですか。そういう意味だったら、そういう意味でわかりやすいんですが。

【委員】 おっしゃるとおりで、地方で独自にそこは課税、今までですと、国がやっていたのをとって、国から財源が別途の形で回ってくる形ですけども、そこを地方が独自に課税する形態に切りかえていきたいということです。

【委員】 ガソリン税というのは蔵出し税だから、軽油は地方税で軽油引取税だけど、ガソリン引取税みたいな形を考えないと、もちろん名称が温暖化だけだね。そういう形も考えないとならないわけだけれども、それはそれで私は前からそう思っているから。そうすると、もちろん財務省は、国の財布の中身を寄越さないから、さんのところの政党が頑張ってくればみたいな、そういう方向で考えてくれると、話の展開としては面白くなるんだけどね。じゃないと、だれか新しく言わないと意味がないので、そういうふうにとちょっと強調させていただいて、できたらそういう試算も出せばいいわけであって、すみません、繰り返しまして。

【副会長】 ただいまのご意見につきましては、中間報告(案)の38ページに、「導入の形態」というのがございまして、その上から3番目ですが、ここに課税の仕組みの話が書いてあります。5行目、

「揮発油、灯油等の油種についても、軽油引取税の徴税機構を活用すれば、地方税としての執行が可能である。」という形で、ガソリンと軽油の徴税機構を比較しつつ、そういうことも可能であるということなので、そこについての前向きな検討をしたということであるかと思えます。

【委員】 これはあれだね。副会長が頑張るんだね、政権党として。東京都からきちんと言ってもらうといいね。

【会長】 それでは 特別委員、よろしくお願いたします。

【特別委員】 全文を読んでなくて、かつ、恐らくはかなり検討事項が網羅的に盛りられていると聞いていますので、ここに書いてあるということであれば、それを教えていただければと思うんです。

この「中間報告(案)」の5ページのところなのですが、公共サービスに必要な財源の確保ということで、一番下段のくだりに、経済成長との因果関係、こういったような表現があるんですね。私も一般的に、スウェーデンというのは高福祉、高負担ですよと、そこから導き出される結論は、ひょっとすると勤労意欲がないのではないかと、あるいは企業の事業参加意欲が阻害されるんじゃないかと、こんなふうな懸念を持つわけですね。そうした中で、ここの指摘にあるように、スウェーデンの高い経済成長率ということになっているわけなのですが、一つは、もちろんこれは税制という部分でありますから、率がどのくらいという部分はあるんでしょうけれども、いわゆる社会保障を可能にする、あるいは国民のセーフティネットを構築していく中での公共サービス、これに対して税財源の組成がどうなっているのか。いわば企業が持つのか、個人が持つのか。あるいは可処分所得として渡して、そこから個人が持つとか、いろいろな制度があると思うんですね。そういった部分、税財源の組成の絡みをどういうふうに理解したらいいのかということ。

そして、恐らくは反面解釈として、高い国民の負担率を国民がよしとしている合意形成があるから、スウェーデンという国家があり、社会保障が充実している。こういうふうに思うんですね。そういう中で見たときに、しからは、そういうことを国民合意に向けて可能にしているのは何なのか。いわゆる成長戦略で、高い経済成長力を持っていくのは当然なんです、それと同時に、労働政策というのですかね、あるいは国民の所得政策、そういったものがどんな形で展開されているのか、その辺のところをちょっと事情がわかりましたら、ご教授をいただければというふうに思っております。

【会長】 この点はどなたかご意見ございますか。

【副会長】 小委員会、税制の議論で手いっぱいというところがあるのでございますけれども、今回、参考資料としていろいろ統計が載っておりますが、その2ページをご覧いただきたいと思います。「国民負担率と経済成長」というところで、ちょうど上下に二つの図が載っております、ただいまご質問いただいたところは、この二つの図に関するご発言ということになるかと思えます。

下の方も、国民負担率と経済成長率の増加については、ここに出ておまして、ここでは数字を載せておりませんが、相関は非常に低いということが出ております。

それから、税の内容についても、その組成といえますか、個人所得課税でありますとか、法人所得課税、消費課税、それぞれ資産課税が出ております。社会保障負担という形で出ておまして、もちろん、ここで言いたいことは、要するに税制だけで経済成長が成り立つわけではございませんので、もちろんスウェーデンにおける積極的な労働市場政策でありますとか、そういったことの効果を評価しなければいけないんですけれども、残念ながら、税制調査会の小委員会としての議論の中では、そこまで突っ込んでの評価までは、なかなか至っていないということがございますので、それはまた、いろいろ勉強しなければいけないのかと思っております。

【会長】 よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。ほかに。

【特別委員】 特別委員の です。

4点ありまして、1点ずつ答えていただいた方がいかなと思ひまして、1点目は、いわゆる給付付き税額控除、26ページ。これよくわかるんですけども、一つは、今、全国的に議論が始まり出したと思うんですけども、地方行政のさまざまな使用料というのがあるんですね。都営住宅の使用料だとか、各種使用料というのは、ほとんどが所得を基準に、段階的に使用料というのは決まっているわけなんですけれども、非常に大きな問題となったのが、国で高齢者控除を廃止したときに、シルバーパスの取得を受ける、いわゆる2万円台までいく人と、1,000円台の人という、この差が、今まで1,000円だった人が、高齢者控除を廃止されたことによって、一挙に2万円台になっちゃった。これが8万人出たんですね。こういう問題が出て、東京都は経過措置として、そういう人たちも1,000円で済むような形にしてくれているんですけども、これは都営住宅はじめ、いろいろな使用料が所得を基準に行われていますので、確かに給付付き税額控除というのは、低所得者は戻ってくるんですけども、逆に使用料で上がってしまうという問題が出てくるんですけども、この辺の配慮の点をやはり行政も含めて、事務局に、主税局が入っていますから、考えられた上でこの辺は提言されているのかどうか、まず1点聞きたいと思ひます。

【会長】 この点はいかがでしょうか。

【副会長】 これは小委員会での議論というか、これはコンセンサスというよりは、ちょっと私が考えていることを申し上げてよろしいですか。確かに社会保障制度、特に福祉関連のいわゆる給付、あるいは制度を利用するときの資格のレベルで、所得制限がいろいろな形でつけられております。そのときに、特に個人住民税の資料が使われるということで、いわゆる課税所得が幾らであるかということが基準になってやられているということは、そのとおりでございます。

そう考えてみますと、給付付き税額控除にすることによって、ただいまのご懸念は、つまり課税所得の方が増えてしまうということですね。所得控除をやめて税額控除にしてしまうと、税率を適用する前の課税所得が増えてしまって、かえって低所得だったはずの人が高所得と見なされてしまうのではないかと、確かにそういう問題はございます。当然、これはそれによって低所得者をいじめるのが目的ではございませんので、当然、そういうことを計算して、所得制限のかけ方を修正しなければいけないものだと考えておりますし、それをやらなければ、制度を設置する趣旨が非常に損なわれるというふうに思ひます。それは当然やらなければいけないものだと考えております。

【特別委員】 ただ、さっきのシルバーパスの問題のときも、なかなか行政は最後までうんと言わなかったんですね、修正をかけることに関して。この辺のところ、行政の立場として、局長にちょっと話をいただきたい。

【主税局長】 その時々々の財政状況等もあろうかと思ひますけれども、しかしながら、制度の導入に当たっては、制度の目的を達成するのが第一ですので、そういったことについては、今、先生がおっしゃったようなことを配慮しなければいけないというのは当然だと思ひております。

【特別委員】 その辺のところを考えた上で制度の導入であればいいんですけど、えてして、その辺のところは、始まってしまうと忘れられてしまう。今も扶養控除を廃止という話が出ていますけれども、子ども手当の財源で廃止という話が出ていますけれども、全国的に非常にこれが大きな課題になっていまして、どうするんだという話になっています。その辺のところはよく考えていただきたいと思ひます。

2点目が外形標準課税。22ページのところで、「付加価値割など外形標準課税の拡大を図り、」という文言があるんですね。今、15年の改正で、資本金1億円超の法人を4分の1外形標準の形にしているんですけど、この「拡大を図り」というのは、どういう方向になるのか。例えば資本金の基準を下げる

のか。例えば、1億円超のところの、割合4分の1というのを増やすのか。これは随分、中小企業を含む商工会議所なんかも反発をされていますし、前税理士会会長もいらっしゃって、税理士会も反対されているんですけども、どういう方向にいくのかということをちょっと教えていただきたい。この文言、さらっと拡大を図り、明確にしていくということを書いてあるんですけど、ここのところをちょっと教えていただければと思います。場合によっては、ちょっと反対しないといけないのかなと思っておりますので。

【会長】 委員、お名前が挙がりましたけど、委員ご自身のお考えはございますか。

【委員】 先生がおっしゃるとおり、小委員会でも、そのことをしばしば発言させていただいております。ここには書いてありませんが。

どういう趣旨かということ、外形標準課税の中で、実際に今のかけ方から言うと、付加価値にかかる、そこに比重があるわけです。その部分というのは労働生産性との兼ね合いがあって、労働力を中心とする産業については課税が強化されるということですね。そういうことからいうと、特に中小企業についてはその傾向が強いので、これは一貫して、中小企業に対する課税については配慮しなきゃいけないということをおっしゃっていただきました。

ただ、そのことは、「中小企業の負担に引き続き配慮しつつ」という、22ページのちょうど真ん中に書いてある言葉で、私は集約されているというふうに思っております。特に資本金1億円のメルクマールのところを下げようとか、そういう議論はまだありません。あったら私も反対したいと思っております。

【特別委員】 具体的な話まではまだ出ていないと。わかりました。

それから、3点目なんですけど、いわゆる温暖化対策税のところ、ちょっと私の理解不足かもしれないんですけども、37ページ、「電気については、発電段階で化石燃料を消費し、CO₂を排出するが、

で述べるように、使用段階で電気として課税することが適当である。」という言葉があるんですけども、例えば、固有名詞を出して申しわけないんですけど、東京電力なんかは、原子力と水力で大体4割賄っているわけですね。これは東京で電気需要をやっているんですけども、設置されているのは、新潟の刈羽に設置されていて、その恩恵を東京都民が受けているわけですね、原子力なんかは。こういう中で、これは地方税として考えたときに、恐らくその地域では原子力を使っていなくて、化石燃料が大部分だということ、片や、設置は向こうでされているけれども、こちらで原子力を享受しながら、エネルギーを享受しながら、化石燃料は6割ぐらいと。こういうところによって、地方税とした場合、不公平感が出るのではないかと。東京はいいんですけども、そういう懸念があるんですけど、これについていかがですか。

【委員】 今の不公平感ということについて、もう少しご説明をいただければと思います。

【特別委員】 例えば、これは地方税とすると、東京が独自の税制としますよね。東京は恐らく電気使用量として課税するときに、原子力の部分とか、化石燃料に依存していない部分は除くわけですよ、当然。そうしないと、おかしな話であって、これはあくまでも化石燃料が問題だから、CO₂を発生するから、化石燃料に依存するエネルギーに課税をするという話ですから、水力だとか原子力というのは、東京電力の場合、4割ぐらいはエネルギー源としてあるわけですね。こういうのを除いてやった場合と、片やそれを設置している地方があって、その地方の享受を東京が受けているわけです。ところが、向こうの地方では、原子力の割合が少ない。こういう場合については、向こうは地方税の税源が増えるけれども、課税されるところも、家庭はかなり課税されてくると。そういう不公平感が、地方税としたときに生じてくるんじゃないかということ疑問に思ったんですけど。

【委員】 ポイントはよくわかりました。実は、このケースは、具体的にこれをかける場合、火力発電からの排出、つまりCO₂排出量などの観点からの電気だけに課税して、原子力や水力は除くということ

は想定していないのです。下流課税と言いますけれども、上流と言いますと、大体上のほうで課税をしますけれども、実際に火力発電所なんかの発電するポイントで課税していきますと、今まさにおっしゃったような形で、石炭や石油や天然ガスを使う場合のみ課税すればいいんですけれども、ここで議論していますのは、実際に都庁も電気を使っていますけれども、こういう電気使用に対してかけるということを想定していますので、そういう意味では、すべからく原子力や水力やいろいろなもので発電する全部にかけていくと。そういう意味で、CO₂排出抑制効果はどうかと言われると、そこがポイントなんですけれども、逆に省エネを電力の需要側に促す、そういう動機づけを与えたいということから考えています。

【特別委員】 それはよくわかるんですけど、CO₂削減に取り組んでいる企業努力は、逆に言えば評価されていないというのが一つ、私は懸念材料としてあるなと思いました。

それから、4点目、最後の自動車税のE C O化の問題ですけど、これは要望なんですけど、配慮という言葉は行政的によく使う言葉なんですけれども、配慮しながらというのは、こちらが一方的に配慮してあげるよという話であって、もしここの表現を変えられるのであれば、「産業界やバス事業者の意見を聴取しながら」という言葉をぜひとも入れていただければ、反発も随分ないんじゃないかなと。いきなりぼんとくると、相当反発がくると思うんですね。というのは、バス、公共交通機関というのは、東京都交通局の事業の中でもそうですが、決算なんかで、電車だとか、そういうのは営業収益で黒字化するんですが、どうしてもバスは赤字化するんですね。これは東京都だからこそ支えられているんですけど、それ以外の私鉄、バスなんかは結構企業努力をされて、分社化をして人件費を抑えてでも、何とか路線を継続させようという努力をされていますので、やはりそういう企業努力をされている人たちの意見も聴取しながらという形にさせていただくと、意見も聞いてもらえるということで、そこでいろいろな意見を述べられるんじゃないかと思えますので、逆にここを配慮願えればと思います。

【会長】 ありがとうございます。この辺は事務局ともご相談をさせていただきたいと思います。

では、次よろしくをお願いします。

【特別委員】 私は、今回の中間報告をおまとめいただき、そのことに対しては非常に敬意を表しております。大変いろいろなところに目配りをしていただいたんだなと思っています。ただ、その一方では、たくさんの項目がありますので、なかなかインパクトに欠けている部分もあるのかなというふうに思っています。

私は都議会議員であり、今回の報告は、国の税制改正を求める、あるいは東京都なりの意見を持っていくということを前提にして考えると、やっぱり物事の優劣というのがあるのだらうと思っています。ですから、まとめ方を含めて、それは一任をするわけでございますけれども、しかし、質問ではなくて、私はこれから5点のことについて、私の意見も含めて、都議会自民党として申し上げておきたいと思っています。

優劣の問題からしますと、東京都にとって、一番今何が税制の問題で深刻なのかといえ、これは何といっても、法人事業税の一部国税化の問題、これが一番だと思います。つまり地方法人特別税と譲与税の問題。これはご案内のように、国がやってはいけないことをやったわけですね、一つは、つまり、国と地方の垂直調整ということは、それはあるのかもしれませんが、しかし、水平調整機能を国が果たすようなことを、いきなりやってきたわけですから、このことに対して、私はまず第一に、この報告の冒頭に、そんなことをやってはいけないんだということを申し上げるべきだというふうに思います。

さらに言うならば、今回の地方法人特別税と譲与税の問題については、即刻廃止を求めるということをぜひ盛り込んでいただきたいと思います。その理由は何かということ、つまり今回の特別措置というのは、税制の抜本改正までというのが基本的な私たちの合意事項だったと思います。それは東京都と国との

合意事項だったはずなんです。それが政権が変わったとはいえ、私たちは都民に対して、継続的に、安定的にそのサービスを提供する役割を担っている。そのことを前提として考えるならば、政権が変わったといっても、やっぱりしっかりと約束をしたことは守っていただかなきゃいけない。その中で、現政権については、4年間、消費税の議論はしないんだと明言をしまっているわけですから、まずその前提が崩れたんだと私は思っています。

もう一つ、前提が崩れているのは、私たち東京都としては、今回のこの措置を受け入れるに当たって、13項目の条件をつけたはずなんです。この13項目の条件の中で、例えば、東京外環道の建設促進なんていうのも、約束が反故にされている。こういうことも含めて考えれば、当然この問題は、前提が崩れたんですから即刻廃止をすべきだということを、ぜひ私は明示をしていただきたいというふうに思います。これが第一。

それから、二つ目は、今後の東京都において一番懸念材料になるのは、地方交付税の問題だと思っています。つまり、これからいろいろな事業が、今までと同じように国から出てくるんだろうと思いますが、そのときに、すべての事業に対して、地方交付税方式が採用されるということになりはしないだろうか。このことに対して非常に懸念を持っています。つまり、地方分権という一つの流れの中で、今まで、例えば補助制度として、ひもつきも含めて補助制度としてやってきたものが一般財源化をされて、仮に地方交付税という形になったときには、東京都も23区も、あるいは他の市町村の中でも富裕団体と言われるところは、一切この財源が来ないということになると思います。ですから、私はそのことを非常に恐れているんですが、財源の捻出という中で、そういうことが行われなくても限らない。ですから、地方交付税の問題については、私はいろいろなオプションを含めて、しっかりと税制調査会の答申として、今後、東京都として、この地方交付税の問題はどういうふうにすべきなのか、あるいはどうあってほしいのかということを書きと書いておいていただきたいと思っています。これが2点目です。

それから、3点目は、税制の方向性の問題なんですけれども、無駄を省きながら公共サービスを一定のレベルで提供していく。その対価として、相応の税の負担は当然必要ですから、直間比率の見直し、つまり法人課税とか、あるいは住民税もそうだと思いますけれども、それと消費税のどちらを重要視するのか。あるいは、議論にもなったと思いますけれども、法人税の実効税率のあり方とか、そういうことを含めて、税制の方向性をもう少し明らかにしておくべきではないのかなと。

格差の是正は当然必要なんだろうと思いますが、所得再分配政策にちょっと重点を置き過ぎではないかなという感じが私はいたします。つまり、再分配のパイを拡大するという、いわゆる中期、あるいは長期の成長戦略も含めて考えていただけないものかなというふうに思います。

それから、揮発油税、あるいは暫定税率の問題について一言申し上げておきますが、この記述の中に、暫定税率が不要な事業実施など、無駄遣いの温床になっていたという記述があります。全国的にはどうだったのかということ、それはいろいろ議論があるところだと思いますが、私ども東京都においては、特に大都市部においては、この財源は有効に活用してきたし、今までもこれからも必要な財源だというふうに思います。ですから、そういう記述はいかがなものかなというふうに一つは思っています。

今までも歴史的な経緯を含めて、大都市のインフラ整備の過程においては、そのことは必要だったんだということが前提としてあって、そして、次の課題でまたそういうことが書かれているのだったらまだわかるんですけども、そういうこともなしに唐突にそういうことを書かれても、なかなかちょっと理解しがたいんじゃないかなというふうに思っています。

先ほど議論にもなりましたが、この問題と環境税制の問題は、ある意味ではリンクをしているんだろうというふうに思います。と思いますが、しかしながら、環境税制にこれをそのまま切りかえていくというこ

とに仮になるとすれば、そこにはやっぱり環境税に対する、あるいは環境税のために、そういうものを財源として充てていくというための理論武装は、当然必要になってくると思うんですね。そのための理論武装は何かといえば、環境の、いわゆる国で方針を出しているCO₂の25%削減、そのお題目とか前提に向かって、どういう政策のメニューがあって、それを実現するためには幾ら必要なんだよ、その幾ら必要なことを何年間でやるために、こういうことが必要なんだということが、全体として網羅をされてこない、いきなり暫定税率が仮に解消されて、その振りかえとして環境税制に行く。ちょっと違和感があるかなということをおし上げておきたいと思っています。

以上、大変多岐にわたってお話をさせていただきましたが、私どもといたしましては、税制の抜本改正に向けて、特に東京都税制調査会が果たしてきた役割も含めて、大変大きなものがあったと思っておりますから、国に対してしっかりと要望していくと、あるいは法改正を求めていくという姿勢で、もう少し強硬に書いてもいいのではないかと風潮に思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。今のご意見について、恐らく小委員会に関与なさった各委員もご意見があるかと思うんですが、個人的なご意見でも結構ですので、何かございますか。

一つは、法人事業税の件については、いろいろな意見が出まして、今いただいたようなご意見もある一方で、少数意見ということで、その他の主な意見の中には、法人二税の地方財政論的な観点からの強いご意見も出たのも事実でございます。位置づけをどういうふうにするのかといったときに、これまでの経緯、今ご説明あったような経緯で、地方消費税なり、消費税の手当ができるまでの暫定ということでの前提が崩れたということについてはご指摘のとおりで、そこをどういうふうにするのか、この中間報告の中に盛り込むのか、少し考えさせていただこうと思っております。

それから、委員からも出たやりとりの中で、国でも暫定税率の廃止と、それから税制のグリーン化ということで、環境省自体、国の議論も、委員も私も委員の一員として関与しておりますので、その動向についてはわかっているつもりですけれども、非常に難しく、環境大臣のお考えも、すぐにはいかならうと、暫定税率廃止が国の方針として一気にいった後に、どのくらいのタイムラグかわかりませんが、考えていかなければならないと思っております。

とは言っても、地球温暖化対策として果たすべき税の役割というものについて、ヨーロッパの経験等を踏まえて、かなり評価すべき点もあるというご意見も強くございますので、税制全体のグリーン化ということと、それから、国と地方の地球温暖化対策に対する役割分担、この辺のところ、今後、どういうふうにするか、国と地方が環境税、地球温暖化対策税の税源配分をしていくのかということについては、議論が深まっていくのではないかと、こういうふうには思っています。その辺は、今回は中間報告ということですので、どの程度書き込むかということについては、今回は計量的な分析もしていないから、基本的な考え方を小委員会のもとでの部会で、委員を中心に専門委員も含めてお取りまとめいただいて、それを踏まえて小委員会で議論をして、今回の案になったと、こういうふうにご理解していただけたらと思っております。

あともう一つ、地方交付税問題はどうすべきなのかということも、小委員会でも、私が出席している限り、委員各位からご熱心なご議論があって、これもどういう方向でいくのかといったときに、一つは、基準財政需要額の算定について、どう認識するかということがあったり、それから、いわゆる可視化というのですか予見可能性みたいなものの不透明感について、ご議論があったように記憶しています。地方財政調整制度のあり方自体を、こうした税調の中間報告の中に取り入れることについても、消極的なご意見もあつたんですが、やはり委員がおっしゃられたように、重要な問題なのではないかということで、項目には取り入れさせていただいたと、こういうふうにご理解していただきたいと思っております。

これは、あくまで今までのご議論のご紹介で、こういう方向でということではなくて、経緯があったと

いうことをお話しさせていただいたと、こうご理解いただけたらと思います。

【特別委員】 今のお話の中で、私は死活的に大事になるのは、これから地方交付税の問題だと思っているんです。

先ほども申し上げましたけれども、この地方交付税の仕組み自体を変えていかないと、恐らく地方分権というの、ある意味で、会長がおっしゃられたように、基準財政需要額の問題と、もっと言うならば、総務省が管理をしている地方財政計画、地方債計画と全部リンクしている話だと思うんですね。

ですから、税財政という話で言えば、この地方交付税問題を切り口にして、私は地方分権の舵を切っていくとするならば、この部分をしっかりと不交付団体としての東京都が言っていないと、だれも言えない話なのではないかと思っています。ですから、この問題は、どこで取り上げるかという問題は別に、都税調でぜひ取り上げていただきたいなというふうに希望をいたします。

【特別委員】 今、委員から交付税の関係の話がございました。例の生保の母子世帯への復活加算、これは今年度12月からやる分については、地方交付税特例分というところで国が面倒を見ましょうと。しかし、子ども手当の関係でいけば、来年度からは実は交付税化されてくるのではないかなというふうに思っているんです。というのは、子ども手当を出して、その差額分、それはカットするけれども、生保の要するに標準家計費の中にそれを潜らせて交付税の算定基準に入れますよというスタイルは、これから必ずやってくると思うんですよ。こここのところをやっぱり明確に、今回がある意味ではいい例だと思っています。それがすべて政府の税や財政運営のすべて、地方を通じたというふうに思っておりませんが、そんな危険な効果もありますから、その辺のところは、不交付団体である東京都がしっかりと考え方として発信していくべきだろうというふうに思っております。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。では、お願いいたします。

【特別委員】 でございます。よろしく申し上げます。

私からは3点ほど申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、一つは端的に申し上げまして、応益性という考え方ですけれども、この報告書の中でもるる課題が指摘されているところで、これがやはり絡んできているというふうに思うわけですね。もちろん国等の過去の議論等も眺めてみますと、応益性を強調することによって、これまでさまざま出てきた、自治体としての税制上の困難さといったものが、やはり出てきているといったところがあるのではないかと考えております。もちろん税制の一つの重要な原則であるということは重々承知しておりますけれども、そここのところを踏まえた上で、あえて応益性ということについて、もう少し柔軟に考えていくと。特に自治体において、ナショナルミニマムという言葉も出てきましたけれども、そういったようなことを担っていくというのが地方分権の中であるとすれば、そうしたところも一つ観点になっていくのではないかなとっております。これが1点。

環境税のところでございますけれども、特にこの部分は、過去の議論よりも格段に具体的な形で議論をお示しいただきまして、これまで都税調でも十数年来にわたりまして、環境税の議論があったわけでございますけれども、なかなか具体的な制度設計といったところまで踏み込むところまではいかなかったわけでございますけれども、今回、かなり具体的な形でお示しいただいたというのは、かなり前進であったなと思っております。

その中で当然、東京都として、地方がしっかりと役割を担っていくという発想の原点もあるかと思っておりますけれども、その中であって、当然、全国ベースのといったことを地方税と言うときでもつけなければならないとおり、やはりこれは国全体、あるいは場合によっては世界全体の話とも関連してくるところでございますので、こここのところについては当然、東京都から制度設計も必要かと思っておりますけれども、地球全体の二酸化炭素を削減し、温暖化を防止していくといった観点から、こういった制度設計がいいのかとい

うことで、また引き続きご議論いただければなと思っております。

その中で、一つ私が思っておりますのは、温暖化の課税といったときに、インセンティブ目的といったものも非常に大きな役割を果たすわけでございますけれども、税制のインセンティブにおける効果というのは、個人的には比較的、そんなに大きなものではないのかなと思っております、それよりむしろ財源を確保していくといったところが重要な、また税の本来のところではないかなというふうに思っています。

そういう点で言いますと、例えば、東京都でも排出量取引を今後始めていくわけでございますけれども、日本全体でも、いわゆる京都クレジットということで、CDMとか、あるいは共同実施（J I）といったものとかも含めて、さまざまな削減のための手段が出されていると。そういったものに結びつけていくためには、これこれこれだけの予算が必要でといったところからの試算、逆算といったものも必要ではないかなと思うわけございまして、そうした必要な財源という目安、そしてまた、さまざまなほかの政策との連動という面で、また引き続きご議論いただければと思っております。

3点目は、ささいなこと、本質的なことにかかわる話ではなくて恐縮なんです、32ページのところで、これは文章上、日本語の話なんですけれども、「出生率が全国一低い東京は、多数の保育所待機児童を抱えるなど」と書いてありますけれども、言わんとすることはわかるんでございますけれども、日本語として、このままだと、下手すると出生率が一番低いんだから待機児童がいるのはおかしいんじゃないかみたいなことも言われかねないわけございまして、こなれた日本語にさせていただければと思います。

以上、よろしく申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。1点は応益性の問題、2点目が財源調達ということの観点、この環境税について今後も必要なんじゃないかというご指摘だろうと思っておりますが、応益性については、委員各位で、何かご意見ございますか。

委員はいかがでしょうか、何か応益性について。

【委員】 どういった観点からお話しすればいいんでしょう。

【会長】 地方税原則としての応益性について、アカデミズムのお考えでも結構です。

【委員】 私は経済学の者なので、通常の租税論の考えとかなり違う議論です。地方税の応益性というのはよく議論されるんですけども、経済学においては、その議論をするときは、北米型の自治体を前提としているわけですね。北米型の基礎自治体はどのようなことをやっているかといえば、再分配機能をほとんど持っていないくて、まちづくりとか、消防とか警察、そういうところですね。いわゆる公共サービス、公共財としてとらえることができるようなサービスを中心としてやっています。そういったところでは、応益性ということで基本的にどういう例が出てくるかという固定資産税が出てきます。そういった公共サービスとしてとらえられるようなサービスのみをやっているような基礎自治体ならば、応益性の議論でかなりいけると思うんですけども、翻って日本の自治体を見ると、大半が、先ほどの子ども手当の話とか、いろいろな扶助のお話が出てきましたけれども、大概が再分配的な歳出なんです。

そういうときに、応益性の議論をどこまで持っていけるか。経済学でよく出てくる議論では、暗黙的に北米型の基礎自治体を前提としていますので、それと全くとは言いませんけれど、かなり違った機能までもやっている日本の自治体に、応益性の議論をどのくらい持ってこれるかというのは一つの疑問だと思います。

ただ、税収をちゃんと分けて、これが公共サービスの税収で、こちらが再分配用の税収だときれいに分けることができれば、もちろん公共サービスのことも日本の自治体はやっていますので、議論の整理はできるかなと思っておりますけれども、いわゆる十把一からげに地方自治体だから応益性という議論だと、ちょっとおかしいかな。これが一つ。

二つ目に、税の転嫁なり、負担の帰着の問題なんですけれども、経済学的に考えると、払っている人がその税を負担しているわけでもないんですね。特に法人関係なり消費税関係になると、実際、地方自治体の間に国境もないですから、要するに同じ地域でつくっているのを、その地域の中の人たちが消費しているわけでもないですので、そういう状態を考えたときに、例えば、法人税等々に関して応益性が成り立つのかというのは、また別の問題だと思います。

実を言うと長い話になるので、これぐらいにしたいと思いますけれども、以上です。

【会長】 環境税について、委員、何かご意見等、ご説明。

【委員】 委員からご指摘のあった点ですね。もちろん東京都で独自課税の可能性という、東京都のみ、単独の環境税というのも一応記述はしてあるんですが、今回は余りそれについては深くは追求せずに、基本的には全国ベースで考えるということ。それから、もちろん世界的な形で税が導入されれば、それはベストなんですけど、なかなかそれは難しいということで、日本国内だけで導入されるものを考えています。

しかし、世界的な枠組みというのは、来月ですか、C O P 1 5 で議論されますし、それから排出量取引制度というのがございまして、こちらがどちらかという国際的に連携していく場合の一つの枠組みになっていくかと思えます。税というのは、どちらかというナショナルな政策手段であり、環境のための財源調達手段になっていくのではないかなと思えます。そういう理解のもとで、東京都も地方レベルでの政策手段であり、財源調達手段として、これを積極的に活用していくべきではないかというふうに思えます。

それから、これは委員もあわせてご指摘になったことですが、税率の考え方を、単に暫定税率の転換ということではなくて、もう少し環境対策財源みたいなものを積み上げていって、そこから税率、一体どれぐらいの税収が必要かということから税率を考えてはどうかということのご指摘は、なるほどなというふうに、常にこういう議論はあるかと思えます。

ただ、そうやって積み上がってきた財源の必要性があったとして、それをそのまますべて環境税の税収で調達すべきかどうかという点、また別途議論が必要で、ほかの税収の中からも出してもいいでしょうし、その議論をする場合の一つの参照基準として、環境対策上の必要性、そして財源の必要性上、極めて有力な議論の論拠になると思えますので、そちらの議論は今回、全く欠けていた部分がありました。そういう議論をできればと思います。どうもご指摘ありがとうございました。

【委員】 1点だけ、かかわっていた者として。先ほどから温暖化対策税についての色々ご議論をいただきましたが、まさにそのとおりだと思います。恐らくは東京都として、どのぐらい本当に全体で削減すべきかという数値目標をつくって、その中でポリシーミックスと申しますが、税がやれることがどのぐらいかというのをシミュレーションして決めるという、具体化のときには、そういう段階になるかと思いますが、いずれにしても、税だけでできることではないわけです。それから全国でやるのがよいので、東京都は何もしなくてよいかというと、やはり東京都というのは、日本の中である意味特殊な役割を果たし得るのであるから、東京都の税としても何か取り組めないかということが、ここに書かれているという理解ではないかと思えます。

そのときに、確かに使用段階で税をかけるのがどうかという不公平の問題があるかと思いますが、何を優先するかということで、東京都民がインセンティブを持ってある程度削減できるというときの一つのねらいの手段で、それがすべてよいというわけではもちろんないのですけれども、いろいろな凹凸がありながら、何を最終的には選択するかということではないかと考えています。

【副会長】 先ほど委員からご質問いただいた点、応益性については、公共経済学の観点からは、先ほど委員からお話をいただいた観点がございまして、小委員会の中でも、この応益性の議論につい

ては、かなりいろいろな意見がございまして、全体として見ますと、「中間報告（案）」の12ページに書かれているような形でまとまったということでございます。

ここには書いていないことだけ申しますと、要するに所得税のように、いわゆる累進税率でやっているようなものがございまして、あれは例の税源移譲、三位一体の改革のときに、個人住民税に関して比例税率にしましょう。累進課税のものは所得税という形で、国税といたしましょうという形でのすみ分けといいますが、そういうことを図った。その時点で、かなり応能性といいますが、それについては国にかなり重点がいったと考えております。

それに対して比例税率の部分、これは比例税率と申しますと住民税だけではなく、例えば、地方消費税でありますとか、あるいは先ほども話が出ました外形標準課税でありますとか、いろいろなのがございます。そういったものにつきましては、全体として、所得の循環といいますが、つまり所得が国民経済の中で清算され、それが家計に分配され、それが消費として支出されるという中で、それぞれの課税のポイントで、比例税率で課税していきましようという考え方を全体として、それが公共サービスの対価であるという考え方に結びつけていきましようということが考えられたかと思えます。そういう形で、ここでは書かれております。

ただ、応益性と申しましても、いわゆる公共料金の上に、厳密にものを買うという形での、そういう意味での応益性とはちょっと異なっておりますけれども、税とはそういうものではないということのコンセンサスはあるかというふうに考えております。

それから、環境税と歳出面の関連につきましては、この「中間報告（案）」の終わりのほうでしたね、確か。税の使途というところがございまして、40ページから41ページにかけて書かれております。40ページの下の方、というのがございます。税収の使途という点ですけれども、環境税は、もちろんいわゆる化石燃料の消費抑制という形での抑制効果、いわゆるインセンティブ効果、それを目指しているわけですが、そういう点から考えますと、それ自体はいわゆる特定財源ではなくて、一般財源であるということが原則だということについてのコンセンサスも、小委員の間ではあったかと思うんですが、他方、当然のことながら、税の抑制効果だけで温暖化対策ができるわけではないということも、ご承知のとおりでございますので、それにつきましては、この40ページの下から2行目のところから41ページにかけて、いわゆる歳出面についての取り組みは、それはそれでしっかりやらなければならないのだろうということを書かせていただいております。

ただし、ここは税調でございますので、予算編成をやっているわけではございませんので、そこら辺はちょっと詳しくは、これ以上は書けないだろうなというのが、我々の観点でございます。

【特別委員】 私から1点だけ、申し上げたいんですけれども、7ページの所得格差の拡大に対応した税制ということで、先ほどの先生にちょっと反論するようなので恐縮なんですが、今日の社会情勢、特に若い世代を含めての格差の状況というのが、かなり大きくなっているということは、もう紛れもない事実だと思っておりますので、先ほど、先生はちょっと文言的に強いのでないかというご指摘もありましたけれども、私は逆に、これからの累進課税の視点をしっかり、東京都からこういう声を発信していくこと大事だというふうに思いますので、その下に「社会経済の活力を阻害しないように配慮しつつ」という文言もありますので、私はこれで十分よろしいのではないかなという、少し意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

【会長】 優先順位の話は小委員会でも出まして、時代に対応した公平の実現といったときに、まずもって所得格差の拡大に対応した税制を先に持ってくるべきではないかというご意見もあったのでございますが、今の大きな構造の前提が、社会経済のベースが少子高齢化ということにあって、あとグローバル化

ということがベースになっているということと言うと、こういう優先順位を、多くの委員がご納得なさったのではないかと思います。

あと小委員会でご議論あった点も、委員各位におかれては、特別委員のお尋ねについてお答えできる範囲、あるいはご意見、個人的なご意見でも結構ですので、お教えいただけたらと思います。6時までということでございますので、時間の制約もございますが、今日まだご発言をいただいている委員、特別委員から、何かご発言があればちょうだいしたいと思います、いかがでございましょうか。

【委員】 でございます。

特別委員の先生方からのご意見を一通りいただいてから、何か私のお答えすべきところがあるならばお答えしようと思っておりましたので、もしかしたらお叱りを受けるかもしれませんが、私がどのように考えているのかをお話しすべきだなと思ったのが、特別委員からご意見に関するお話でございませぬ。私も東京都の有権者、生まれも育ちもずっと東京都ですから、かつ、東京都議として、東京都に独自財源をある程度一定以上守っていくために、都税調はもっと頑張るべきだというようなお話であったというふうに理解しております。

さて、その話に関しまして、議員さんは有権者の方々と直接向かい合っているわけで、今、何をすべきかという意味で、すごく短期的にというか、目の前のこともすごく配慮なさらなければならないのだと思うのですが、我々の立場、つまり私の立場は学者風情でございませぬので、やや、中長期的にもの考える心の余裕があります。そのような心の余裕、長い目でものを見られる立場から考えますと、東京都の今ある立場というのは、冒頭に委員がおっしゃられたとおり、特別な位置だと思うのです。国における東京都というのは、私はよく言うんですけども、長男的な立場にあるというふうに思っています。長男的な立場にある東京都にとって、我が国全体をいい方向に持っていく、地方税制そのものをいい方向に持っていくことができれば、その果実はおのずと東京都に返ってくるのだらうというふうに考えています。

そういう目で見たときに、東京都自体が他の自治体から見れば富裕団体ですし、武蔵野市や三鷹市のような富裕団体も抱えております。これら富裕団体がみずからの持っている、ある種、留保財源も含めた余剰財源の部分に余りにも固執してしまうと、周りから、1,700を超える自治体から疎まれてしまうのではないかと感じがしています。そういう状態になるよりは、東京都が仮に、大きな中長期的なビジョンの中で、地方税制、税財政はこうあるべきだと、自分たちの利害には必ずしも拘泥しないんだということを見せることも、また、実は東京都の中長期的な利潤につながっていくのではないかと、東京都民としても思いますし、私の立場から考えています。

このことは交付税にしても、法人特別譲与税に関しても、ちょっとこの報告書のトーンが下がってしまっているのは、私もこのような視点からご発言させていただいたということもあるかと思います。もちろん特別委員のおっしゃることは重々わかっているつもりではいるのですけれども、また少し違う考え方もあるのだということをお話ししたくて、マイクをとらせていただきました。

【会長】 ありがとうございます。あと、いかがでしょうか。

【委員】 環境税に関していろいろご質問をいただいて、私も委員と同じ分科会に参加しておりましたので、私なりの基本的な考え方を、どんな議論があったのかというのを、ちょっとお話をさせていただこうと思います。

初めに環境税の話をしているわけですが、当然のことながら、ほかの環境政策の経済的手法と組み合わせながら、環境税を考えていこうというところから出発しました。

税調なので、その中で税制を考えるとしたら、どのような考え方があるのかという方向から環境税の議論に入っていました。

次のステップで考えたことは、道路特定財源というものがある。これと環境税との関係を、どのように捉えてゆくのかということでした。道路特定財源というのは、名前のとおり、取る段階で道路に使う。使途が決まっておりますが、これを環境税に変えることで、目的税ではない、一般財源となりうるものとして環境税というのを考えました。そもそも環境税自体は収入を取る時点でCO₂を削減するという主目的がある。その主目的を環境税の根拠としてまず立てていて、そこから上がってくる収入は、予算過程の中で道路に使うのであれば道路に使うという決定もあるでしょうし、環境対策に使うのであれば環境対策に使うという決定もある。このようなどころまで、今回1年目の議論は進みました。

その次のステップは、先ほども 委員からお話がありましたとおり、国と地方の間で、どのような税源配分になるのかという話を少し詰めたところであります。その際に議論になったのは、執行面のところで、地方にできるものと、国がやった方がいいものがあり得るというものでした。地方税としてどのようなスタイルかという、原則的には、消費者の段階で徴収するようなものが望ましいという議論でした。

シミュレーションに関しましては、今後の課題です。全部で3年間あると考えておりますので、とりあえず基本的な考え方を1年目に整理をして、2年目、3年目の中でシミュレーションをします。専門委員の先生にも、そういったシミュレーションをやられている先生もいらっしゃいますので、それで今後はやっていこうというところで、1年目は終わってしまったという形であります。

【会長】 ありがとうございます。

それから、子ども手当等のお話が出たんですが、この点について 委員、何かございますか。なければ、無理にはよろしいのですが、何かご感想でもどうぞ。

【委員】 今ちょっとご指名だったので、どうしようと思っているんですけども。

【会長】 ほかのことで結構です。

【委員】 わかりました。

先ほど子ども手当の話が出たんですけども、小委員会の中の議論では、子ども手当を財源として、所得税の扶養控除の見直しの議論というのは出ているのだけれども、それにリンクして、個人住民税については扶養控除の見直しは出てきていないと。そのあたりの税としての整合性をどうするのかということを議論しておく必要があるんじゃないかということを一補足をさせていただきたいと思います。

あともう一点、ここに必ずしも盛り込まれていないというか、ちょっと読み取りにくい部分として、先ほど 委員がおっしゃりかけた話があるんですけども、法人二税の負担のあり方の議論の際に、私なんかは小委員会の場合でも、やはり法人二税については、法人が企業活動する上で、さまざまな地方の、例えば、東京都なら東京都が提供するさまざまな行政サービスを利用して、生産活動を営んでいるということだとすれば、やはりそれに対する応分の負担があり得ていいのではないかという立場で発言をしていたわけなんですけれども、それに対して、先ほど 委員がおっしゃられたとおり、では、実際に法人に負担を課した場合、その負担は転嫁される可能性がある。そうだとすると、実際の負担がどこへいくのかということをもう少し議論しないと、結果的にそれが消費者に返って、また、低所得者の負担に跳ね返っているとすると、それは垂直的な公平性の議論に反するようなことになっているのかもしれない。そのあたりのところは若干議論があったんですけども、最終的に今回の中間報告の段階では、一定の負担というものはあり得るんじゃないかと。

ただ、やっぱり最終的に個人の負担の転嫁というのをどう考えるかということも含めて、もう少し実証的なことを突き詰めていく必要があるのかなということについては、今後の課題なのかなと思ったということをちょっと補足させていただきたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 この調査会の議論に余り参画しておりませんで申しわけないんですけど、ですから、私がこれから言うことは、この税制の問題としてどうあるべきかということと少し違いかもわかりませんが、私、特別区長会の会長をやっていますので、このところ、どういう問題に一番悩んできたかということをお話しいたしますが、一つは東京バッシングの問題がありまして、数年前ですね。これは財政制度等審議会ですかね、あそこで出される資料というのが実に不本意でして、インターネットの中から抜き出した、ちょっとほかと変わっているというのをずっと並べて、東京はこんな贅沢ですよということ言うんですけど、大体ソフト面の細かい何か施策を並べて、地方でこんなことやっていないでしょうということ言って、何かいかにも東京は裕福だというふうな言い方をなさるんですが、私も随分省庁へ行きまして、大臣さんにもいろいろお話をしましたけど、やっぱり東京のこれからの大きな行政需要というのはハード面にあると思うんですよ。

今、東京は成熟してきているんですけど、これを将来、どういうふうに都市基盤をメンテナンスしていくかということは大変な問題だと思うんですよ。我々が直面していることであっても、学校の建てかえだって、これから何十年かの間に900校とか、今1,200校あるんですけども、その耐用年数がくるとか、どうするんだとか。下水道だって、つまりこの都心の下水道は噴き出しちゃっているわけですよ、容量を超えて。そういうことをどうするんだとか、それから、都市計画道路だって、完成率はそんなに高くないんですよ、全体的に見て。それを放っておいていいのかという問題もあると思うし、災害対策なんていうのは、私どもは周辺区ですけども、周辺区で戦後乱開発されたところの修復事業を今やっているわけです、一生懸命。橋もそうなんですけど、橋も老朽化して、耐震化をやるのに一生懸命金を使っているんですけども、そういうことだって物すごい金がかかるんですよ、これから先行き。

それから、鉄道の駅周辺の自転車置き場をどうするかなんていうことは、東京であるがゆえに、象徴的に出てくる一つの不都合なんです。それから、今、開かずの踏切とか、立体化の問題、いろいろありますけれど、こういうことだって、東京の中で渋滞の原因になっちゃって、いいんですかという問題がある。そういうことに、これからどれだけお金を使わなければいけないかということは物すごいものがあるのに、そういうことが財政制度等審議会の中ではほとんど議論されていないということについて、私たちは非常に不満だということをお話してきたんですけど、そういう問題が一つあるということ。

それからもう一つ、これは全国自治体がこぞって道路財源の問題、これは困ると言いました。この道路財源というのは、単純に言うと、先生方はよくご存知かも知れませんが、一本の道路をつくるかつくらないかというのは非常にわかりいいんですけども、しかし、それでも東京の3環状は要るでしょうという認識はあると思うんですけど、今、私たちが実際にこの道路財源を使わせてもらっているということは、さっき申し上げた戦後の乱開発の修復事業で、消防自動車も入らないような駅周辺の細街路をどうするか。じゃあみんなでつくり直しましょうということをやらね。そういうことに対する財源というのは、今まで非常に道路財源で助かったわけなんです。道路財源は、開発、区画整理だけではなくして、都市計画道路を整備するということもありますし、橋の架けかえをするということもありますし、駐輪場をつくるということもありますし、そういうところに半分近くは投入されていたわけですよ。これがなくなったら、これからのまちづくりどうするんですかという問題が出てくるということで、一般財源化のときに、本当に反対いたしました。全国知事会、市長会はこぞって反対をいたしました。それは一般財源化されてしまったんですけど、一応いろいろなことがあって、8割ぐらいは実質的には残るんじゃないかということになったんですけど。

今度、例えば暫定税率の廃止などとなってくると、そういうまちづくりのこれからのお金は一体どこから出るんですかということが、非常に我々にとっては頭が痛いというか、このまちづくりというのは、非

常に時間がかかるんですよね。区画整理をやるんだって、何年かですぐできるというものではなくして、10年も15年もずっと話し合いをしてきて、最後のところでお金が必要なんですよね。そのときに財源のあてがあるということが前提になれば、話し合いが地元とできないという問題があるんですよね。そういうことを考えると、そういうまちづくりのお金というものは、あるルール化されたものがあって、それが確保されるだろうと、それは十分かどうかは別にしても、長い目で見ればそれはいつか確保される。そういう見通しをつけて、我々は地域の人と話をし、もっと安全な町にしていきたいと思いますということをやる。

私は東京のまちづくりは、グレードを上げることもあるかも知れませんが、でも大半は恐らく災害対策で使っていると思うんですよ。ですから、そういうところをこれからどういうふうに見るか。例えば、環境税は重要だと思いますが、環境税にそれを置きかえられて、道路の分も考えますよなんていうことになるかならないかということは、これは本当に私はあてにならないと思うんです。ですから、そういう面で、私は、東京の安全な町の整備ということについて、どう考えられているかということについて、非常に不本意だというふうに思っております。これは23区だけではないと思いますが、つまり23区は非常に不本意だと、同じ気持ちを持っていると思います。

子ども手当もそうですけれど、子ども手当というのは本当のところ、私は大丈夫かなと思っています。感想としてはですね。次の年は半額だよと言っていますけれども、2万6,000円出したら、私のところは23区で子供が一番多いんですけど、10万人います。320億円なんです、年間。320億円のたまりって物すごいんですよ。私のところの一般会計は2,000億円です。この中に320億円がどーんと入ってくる。えーっ、いいんですかという感じがしますね、バランスとして。

私はこれが今、財源として五兆何千億要るということで、それをかき集めるために、国土交通省もまちづくり交付金を取ります、何とか取ります、何とか取りますとやっている、ますますさっき言ったまちづくりのお金がなくなってきちゃう。そういうことになると思うんですよ。ここが非常に私は危惧していることで、国がいろいろお決めになることですから、私はそういうことについて、ぜひともご理解をいただかないと、何かちぐはぐな政策が進んでいくのではないかと強く危惧しているということを申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。時間もあと10分少々ということで、あと 委員は、何かご意見ございますか。強要するようで恐縮ですが。

【委員】 今日とは全く予備知識もなく、初めて参加をさせていただきました。大変な皆様のご議論の末にまとめていただいたことに対して、本当に感謝をしたいと思います。

ただ、私は今、 区長さんからいろいろお話がありましたけれども、私も山の論理というのですか、過疎地域の村の立場として、国の中でも大都市と地方の過疎地域、また一つの東京都の中にあっても、23区と私たち山間部とあるわけですけども、この辺の税の再配分ということでは、特に、私の持論のワンパターンなんですけれども、例えば、非常に税収が多くて、国からの交付税もなくてできるような自治体が隣町にある。私たちは地方交付税、あるいは東京都からの支援がなければ全くやっていけない村である。このそれぞれ隣り合った自治体の関係はどうかということ、今回、環境税の話が出ましたけれども、例えば、武蔵野市のお話をさせていただきますと、武蔵野市は非常に財源が豊かで、住民のために税金が還付されて、大変豊かな生活が送れている。しかし、ここが一つの全く区切った形での、武蔵野大国になったときに、酸素はどこからいっているんですかと、私いつも言うんですね。私も檜原村は毎日90万人の酸素を提供していますよと私は言うんですけども、その中における、お互いの酸素の配分においては公平に配分していながら、税の再配分はどうなっているのか。こんな話をいつも私はさせていただくんで

すけど、ぜひいろいろな観点から、税金を集めることは確かに難しいことが山ほどあることも、私は承知をしております。しかし、その配分方法は、ぜひいろいろな観点から、日本全体がどうなっているのかなということを視野に入れて、税の配分を考えていただければありがたいと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。あと10分足らず、時間管理ばかりで恐縮なんですけれども、せっかくの機会でございますので、副会長お二人から、今後の税制に対するお考えも含めて、一言ずつ、この「中間報告(案)」についての、とりわけ、副会長からはご意見等、まだ十分ちょうだいしていませんので、この案に対するご意見でも結構です。忌憚のないご意見と、それからまた、この都税調に対して、副会長として、こういうお気持ちで取り組みたいというようなお考えがございましたら、お聞かせ願えたらと思います。よろしくお願いいたします。

【副会長】 大変皆様お疲れさまでございました。私の個人的な意見というところでは、最初にお話をさせていただいたとおり、環境税等に関する問題については、委員と意見が近いところもあるわけなんですけれども、実際にこれまでの暫定税率の廃止の部分と、新しく構築をしようとしている環境税の部分の負担の割合に関しては、これは環境負荷に対する対策を講じていこうということであるならば、別に同率の水準ではなくて、さらにこれを税収という面では多くしていくということも考えてもいいわけですし、これについては、ただ単にガソリンを使う自動車が環境に負荷を与えるという、そういった観点だけではなくて、この時代の、この税における役割とか目的といったものが変わってきているわけですから、新たな思考回路で検討をしてもいいのではないのかなという感想を持っております。

全体のことにしましては、先ほどお帰りになりましたけれども、副知事からエールをいただいたとおり、私はこの8月から政権党になった民主党に所属をする者として、今まではいろいろな注文をつけていけばよかったわけなんですけど、逆に注文をつけられる党の一員に所属をしているということでございますけれども、今、国の中でも税制等々、また制度について考えるときに、我々民主党といたしましては、これは長く続いた旧政権でずっと継続をされてきたものを、ここで変えていこうという作業をしているということであって、これは新政権においても、柔軟に税制のことは考えていくべきだと思っております。

そういった意味においては、首都である東京都の税制調査会が環境税だけの問題だけではなくて、この国の税制のあり方について、いろいろと意見を出していただけることが、私ども勉強をさせていただく中で、伝えていけるものは国にも伝えていけるのかなと思っておりますので、今日が初めてではございますけれども、今後、皆様方の積極的なご議論をぜひともいただきたいなという願いを申し上げまして、一言の挨拶とさせていただきますと思います。

【副会長】 私は小委員長の立場から、この「中間報告(案)」をまとめてきたわけでございますので、皆様のご意見を伺いまして、いろいろ中間報告の案をまとめる段階で、小委員会と共通の意見も出されましたので、それを盛り込めたような、盛り込めないような、なかなか複雑な思いで聞いておったんですけれども、実はこの4月からこれをやっております、その間にいろいろな動きがございまして、今お話のあったとおり、政権も途中で変わったということもございまして、それから、昨日は例の分権改革推進委員会の勧告も出されたということでございまして、それを考えつつも、私の立場というか、あるいは意見としては、何が出ようとも、これはこのバランスでいいのではないかと私は考えております。ただ、いろいろご意見を伺いまして、表現でありますとか強調すべき点とか、いろいろございまして、それは会長のご判断もあるかと思っておりますので、適切に扱っていただけないかなと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。それでは、予定の時間がまいりましたので、本日の審議はこれま

でとさせていただきますと思います。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

【会長】 本日、皆様からいただいたご意見を参考にしながら、私と事務局で早急に中間報告の最終案を作成し、次回の総会に提出させていただきます。そこでご承認をいただければ、公表するような方向でと考えております。

それでは、次回の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 次回、第3回の総会でございますが、11月17日火曜日、午後2時から、当会議室にて開催させていただきます。よろしくをお願いいたします。

【会長】 本日はお忙しい中、お集まりいただき、活発なご審議をありがとうございました。

それでは、これで第2回総会を閉会させていただきます。本当にありがとうございました。